

写

令和 8 年 1 月 28 日

船橋市長 松戸 徹 様

船橋市特別職報酬等審議会
会長 山本 寛

特別職の報酬等の額について（答申）

令和 7 年 10 月 7 日付で諮問のありました市長の給料及び退職手当について、当審議会の審議の結果、次のとおり答申します。

答申

1 市長の給料及び退職手当については、次のとおりとすることが適当である。

（1）市長の給料

現行の額を改定し、月額 1,135,000 円とする。

（2）市長の退職手当

現行の支給割合を据え置く。

2 改定の実施時期については、令和 8 年 4 月 1 日とすることが適当である。

【審議の説明】

1. 背景

本審議会は、市長の諮問に応じ、議員報酬並びに市長の給料及び退職手当について審議するため設置されるものである。

前回の令和5年度の審議会では、議員報酬について審議を行ったが、今回は令和7年10月7日に諮問を受け、市長の給料及び退職手当が適正な水準であるかについて審議を行った。

2. 改定経過及び関連する要因等

(1) 改定経過

現在の市長の給料は、平成18年度の審議会の答申を受けて、平成19年4月に改定されたもので、この改定では、一般職の職員の給与の見直しを参考に、約5.6%の減額が行われた。その後、平成25年度及び令和3年度の審議会において、市長の給料については据え置きの答申となり、現在に至っている。

また、現在の市長の退職手当は、平成25年度の審議会の答申を受けて、平成26年4月に改定されたもので、この改定では、一般職の職員の退職手当の見直しを参考に、約20%の減額が行われた。その後、令和3年度の審議会において、市長の退職手当については据え置きの答申となり、現在に至っている。

(2) 市職員給与及び消費者物価指数

一般職の職員の給与については、人事院勧告等に準じて改定が行われている。平成19年から令和7年までの間で人事院勧告の改定率の累積は8.73%となっている。

また、消費者物価の総合指数については、平成19年から令和6年までの間で13.61%上昇している。

(3) 他市との比較

本市の人口は令和7年4月1日現在で650,768人であり、中

核市の中でも人口は第1位である。中核市における市長の給料水準という点から見ると、市長の給料月額は中核市62市中30番目であり、地域手当及び期末手当を含めた年間支給額は5番目である。また、4年間の年収と退職手当含めた任期総額は12番目となっている。

近隣市である松戸市、市川市、柏市（中核市）、千葉市（政令市）の県内5市との比較では、市長の給料月額、年間支給額及び任期総額は、いずれも千葉市に次ぐ2番目となっている。

3. 審議の内容

今回の審議会では上記2に加えて、経営学の視点（顧客である市民へのサービス向上・市としての資産と業績・トップセールス・ステークホルダーマネジメント・組織マネジメント）や本市の財政状況等を踏まえて審議を行った。

（1）給料月額に関する意見

本市は中核市で最大の人口規模であり、市長の職責を考慮すると、現在の給料月額は低いと考える。昨今は物価が高騰しており、一般職の職員の給料月額は増額改定されているのに対し、市長の給料月額は長く据え置かれている。人口が増加傾向で税収も伸びている本市の状況は、民間企業でいうところの収益増と言うこともでき、また、現在の市の財政状況を見ても据え置く理由はないと考えられる。さらに、職責に見合う給料水準の確保は有能な人材が市長の職を目指すにつながる等の意見があり、給料月額は引き上げの方向となった。

その引き上げ幅については、人口65万人に対する責任を考えると中核市の人団上位10市における各市長の給料月額の平均値以上が望ましい。また、最近の民間企業の賃上げの状況等を踏まえると5%前後の引き上げが望ましい等の意見があり、改定率は5.5%程度という意見が多かった。

（2）退職手当の支給割合に関する意見

退職手当については、市長の給料月額を引き上げると、支給割合に

関わらず実質的に金額が引き上がることになる。また、これまで一般職の職員の退職手当の見直しを参考として、市長の退職手当の支給割合を見直してきた経緯があり、前回の令和3年度の審議会で市長の退職手当を審議してから現在に至るまで、一般職の職員の退職手当の見直しがされていない。これらの理由により、退職手当の支給割合は据え置くことで意見がまとまった。

4. 審議の結果

(1) 市長の給料月額

給料月額は、中核市の人口上位10市における各市長の給料月額を平均した金額とし、千円単位で端数処理することが適当である。（改定率5.5%程度）

改定の実施時期については、条例改正の準備期間や年度の切り替え時期を考慮し、令和8年4月1日とすることが適当である。

(2) 市長の退職手当

退職手当は、現行の支給割合を据え置くことが適当である。

5. その他

このたびの審議では、上記4のとおり審議をまとめたところである。改定の実施にあたっては、本答申の趣旨を尊重していただくよう要望する。

船橋市特別職報酬等審議会

会長 山本 寛

委員 伊藤 研吾（以下五十音順）

〃 佐藤 正憲

〃 篠田 好造

〃 田中 大介

〃 茶谷 勝

〃 早川 淑男

〃 山田 聰

〃 山本 綾

〃 吉田 綾子